

## 高浜地区の受益者負担金について

### 1 負担金の案

新たな負担区（第4負担区）を新設	670円／m <sup>2</sup>
------------------	---------------------

※現在の負担区の状況

第1負担区 300円／m<sup>2</sup>(S. 4 9)

第2負担区 450円／m<sup>2</sup>(S. 5 6)

第3負担区 470円／m<sup>2</sup>(H. 7)

### 2 計算方法

(1) 負担区の総額 負担区の事業費の額に5分の1を乗じて得た額

(石岡市石岡地区都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第5条)

事業費 合計(税込) (A)	3,417,401 千円
負担区の総額 (A) / 5	683,480 千円

(2) 単位負担金額 負担区の負担金の総額を当該負担区の地積で除して得た額

(石岡市石岡地区都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条)

683,480 千円 ÷ 101.49ha (当該負担区の地積) = 673.445円 (円単位切り捨て)	670円／m <sup>2</sup>
--	---------------------

### 3 住民説明会の状況

令和7年10月22日（水）午後6時～

城南スポーツ交流施設（旧城南中学校体育館）

高浜・北根本地区住民 24名参加

- ・下水道接続開通になった場合の浄化槽の処分等について
- ・受益者負担金について、異議やご意見なし



投影資料

#### 4 他市町村の負担金の状況

市	負担金状況	(試算) 300 m <sup>2</sup> の負担金額
土浦市	13 負担区 151 円/m <sup>2</sup> ～410 円/m <sup>2</sup>	45, 300 円～ 123, 000 円
笠間市	2 負担区 180 千円+250 円/m <sup>2</sup> 550 円/m <sup>2</sup>	165, 000 円～ 255, 000 円
つくば市	1 負担区 300 円/m <sup>2</sup>	90, 000 円
かすみがうら市	14 負担区 120 円/m <sup>2</sup> ～360 円/m <sup>2</sup> 定額 330 千円～360 千円	36, 000 円～ 360, 000 円
桜川市	4 負担区 100 千円～250 千円 +150 円/m <sup>2</sup> ～360 円/m <sup>2</sup>	208, 000 円～ 296, 000 円
小美玉市	3 負担区 580 円/m <sup>2</sup> 定額 240 千円・270 千円	174, 000 円～ 270, 000 円
石岡市 第4 負担区	670 円/m <sup>2</sup>	201, 000 円
参考	※第一負担区 第二負担区 第三負担区 八郷地区	90, 000 円 135, 000 円 141, 000 円 400, 000 円

⇒石岡市としては高い負担区の設定になるものの、生活圏である近隣市との比較においては、平均的な範囲となる。